

ウェストミンスター信仰規準研究

辻 幸宏

Ⅰ. ウェストミンスター信仰規準とは何か？

序.

改革長老教会も改革派教会も、ウェストミンスター信仰規準を信仰規準として採用しています。世界の改革派・長老派教会は、イングランドからスコットランドを經由して米国に行き、米国から世界に広まったウェストミンスター信仰規準を採用する長老教会と、大陸から広まったハイデルベルク・ベルギー・ドルトを採用する改革派教会とに、大きく2つに分けられます。

信仰規準を採用することに対して、他教派の方々からは、聖書のみであり、信仰規準は不要であると言った意見があります。また改革派教会内であっても、ウェストミンスター信仰規準はカルヴァンからの逸脱ではないかとか、律法主義（プロテスタント・スコラ）と揶揄されてきました。

1. 信仰告白とカテキズムについて

最初に、信仰告白とカテキズムの違いについて確認します。ウェストミンスター信仰規準は、信仰告白と小教理問答・大教理問答とから成り立っています。信仰告白と教理問答は、同じようなものですが、目的が異なります。このことを理解することにより、理解が深まるかと思えます。

わたしも、なぜ信仰告白（コンフェッション）と教理問答（カテキズム）の二つあるのか、ずっと疑問に思ってきました。しかし、両者の違いを理解すると、納得する部分が出てきます。

①信仰告白 → 相手がある

まず信仰告白とは、「～を信ずる」と告白する文書であると言われることもあります。使徒信条などがそうです。そのため、ウェストミンスター信仰告白は、信仰告白としては異質であると語られることもあります。

しかし信仰告白とは、私たちの信仰に対して、違う意見が語られた時に、反駁する形で告白されてきた文書のことを言います。

ですからわたしとしては、信仰告白には段階があると思っています。初めに古代教会の時代に、神について、キリストについての異論が出てきたわけで、このとき教会会議を開催して、三位一体やキリストの二性一人格と言った教理を生み出しました。厳密な意味では、正教会などは三位一体の理解が私たちと異なりますが、一般的に三位一体とキリストの二性一人格を受け入れる教会が正統な教会と見なされ、これらを否定するのが異端と言って良いかと思えます。古代信条（使徒信条、ニカイア信条、アタナシオス信条、カルケドン信条）がこれに当たります。

第二の段階として、宗教改革(1517年)において、ローマ・カトリック教会との違いが告白されることとなります。プロテスタント教会は、旧約39巻・新約27巻、全66巻を正典としますが、カトリック教会では、旧約続編も正典として認めます。信仰義認もプロテスタントの告白です。

第三の段階として、宗教改革が進展し、教派色が出てきた後の告白です。改革派とルター派の違い、あるいは他の教派との違いが告白されていきます。ここで様々な教理が告白されていくこととなりますが、代表として挙げられるのが予定論です。

第四の段階として、イングランド特有、ピューリタン特有の告白です。

第五として、国教会特有の告白です。教会と王との関係、戦争の問題などを挙げる
ことができるかと思います。

第四・第五に関しては、第二講演において取り上げることとなります。

②カテキズム（教理問答）

次にカテキズム（教理問答）に関して確認します。「カテキズム」とは「口頭で教える」という意味です。教育文書であると言って良いかと思います。日本語で「教理問答」と語れば、「問」と「答」があるものと感じてしまいがちですが、ローマ教会における受洗準備のための教育文書であった使徒信条もカテキズムです。

昔、カルヴァンのキリスト教綱要を2度翻訳された渡辺信夫先生が「キリスト教綱要はカテキズムである」と語られていました。当時、わたしは、どういう意味かまったく分かりませんでした。今となっては、それを実感しています。キリスト教綱要は、私たちにとって大著だと思うのですが、じっくり読んでいくと、教会を立て上げる信徒教育のための書物であることが分かってきます。

また松谷好明先生は、信仰規準は、武道の「型」とであると語られています。繰り返し学ぶことにより、基本が身につく、実際に用いることができるようになり、信仰の戦いの時の武器ともなります。

2. ウェストミンスター信仰規準の歴史的な位置づけ

①宗教改革の歴史（資料1）

次に、ウェストミンスター信仰規準がどのような背景で作成されたのかを確認しなければなりません。宗教改革は1517年に始まりますが、ウェストミンスター信仰規準が作成されたウェストミンスター神学会議は、宗教改革の最晩年（1643-49年）に開催されました。つまり、ウェストミンスター信仰規準は、宗教改革における神学を受けて採択された文書です。そのために、宗教改革の歴史を丁寧に学ぶことが求められます。そのために時間をかけなければなりません。

また改革派教会では、それぞれの地域で、様々な信仰告白が作成されてきていました。ローマ・カトリック教会も、対抗宗教改革として、トリエント公会議（1545-63）を行い、このときにトリエントのカテキズムを告白しました。このカテキズムが、やがて「公教要理」となり、現在では「カトリックのカテキズム」が作成されています。またルター派は、1580年に一致信条書を作成し、ルター派としての信仰告白は完結しました。

では改革派教会はどうかと言えば、多くの信仰告白がされていく中、やはり改革派信仰として一つにまとめた方がよいとの願いがありました。そして、ベザという人が、1581年にまとめたのが、「改革派信仰告白の調和」（ハーモニー）です。1581年はラテン語版であり、1586年にイングランドで英語で訳され販売されます。ところがこれは、一つの信仰告白にすることができず、章毎に、各信仰告白を並列するかたちで作られました（資料2）。各国を代表する信仰告白11です。英語版を作成する時に、スコットランド信仰告白を追加して、12の信仰告白となっています（資料1）。

このハーモニーが重要なのは、神学会議が開催された1643年に再版されたということです。当時の英国は、検閲があり、自由に出版することができません。別の言い方をすれば、神学会議が用いるために、再版されたということが出来ます。

ウェストミンスター神学会議に出席した神学者たちは、宗教改革の諸文書、信仰告白を学んでいました。そうした中、ハーモニーを再版したということは、このハーモニーが特に重要な働きを行っていたということができます。

②イングランドの歴史 (資料3)

もう一つ確認しなければならないのが、イングランドの歴史です。ウェストミンスター神学会議は、英国議会の宗教的な諮問機関です。また、ウェストミンスター神学会議に出席した神学者たちは、英国教会を改革派信仰に基づく教会を形成することを目指しますが、英国教会の歴史を否定したわけではありません。祈祷書を重んじ、39箇条を学び続けていました。そのため私たちも、英国の歴史を理解しなければなりません。

イングランドの宗教改革はヘンリ8世の離婚問題に始まり、大陸の宗教改革とは異なります。当初は、教会のみが分離したのであって、信仰としてはカトリックでした。

しかし次のエドワード6世の時代にプロテスタント化して、第一祈祷書と後に39箇条となる42箇条が作成されました。

しかし、6年後にメアリー1世が即位すると、プロテスタントの大迫害が起こります。「血のメアリー」と呼ばれました。そのため、プロテスタントの信仰を持つ人たちは、大陸に亡命し、ジュネーブには亡命者教会が誕生します。

さらに5年後にエリザベス1世が即位すると、中庸主義（アングリカン）となります。そうした中、穏健なカルヴィニズムな信仰となり、39箇条が作成され、また予定論をはっきりと告白するランベス箇条が作成されます。

エリザベス1世が45年統治し、教会も落ち着きを取り戻し、中庸主義が、それ以後の英国で引き継がれていくこととなります。

次に即位したスコットランド王ジェームズ6世が、イングランドではジェームズ1世として即位します。スコットランドでは長老主義を採択していたので、ピューリタンは期待したのですが、しかし王は、信仰としてはカトリックの信仰の立場をとりまします。そのためピューリタンは、千人請願を出しますが、ハンプトンコート会議で悉く否定され、ただ欽定訳聖書（キングジェームズ）のみが作成されます。また、アイルランドですが、1615年にジェームズ・アッシャーによって作成されたアイルランド箇条を採択します。

また、1617年にスポーツの書が発布されます。スポーツの書とは、国王がスポーツを奨励するという、現代にも通じるような文書ですが、内実はピューリタンたちの反発を抑え込もうという意図がありました。つまりスポーツの書とは、日曜日の午前には神を礼拝し、午後にスポーツを行うことを奨励する文書です。ピューリタンたちは、日曜日を一日主の日として、朝に夕に神礼拝を行い、昼間は家庭にあって、家庭礼拝・個人礼拝や聖書研究に勤しんでいました。そうすると、為政者の行う政治に対しても、神の御心から離れるものとして批判が出てきます。スポーツの書は、こうしたピューリタンたちの批判を抑え込もうとする意図があったのです。

1625年に即位したチャールズ1世も、基本的にジェームズ1世を引き継いだと言えます。そうした中、ピューリタンたちが力を付け、議会の大半を占めるようになりました。英国は国教会ですから、議会の諮問機関である神学会議が開催されることにより、教会制度が検討される必要があります。そのため、国王は、議会を開催しません。最初、開催してもすぐに閉じた、短期議会が行われました。しかし、スコットランドとの内戦の最中、戦費の予算を作成するために、会議を招集します。それが長期議会であり、このときに、ウェストミンスター神学会議が開催されます。それが1643年のことです。しかしこのとき国王は、国会を召集しますが、神学会議の招集には反対します。

3. ウェストミンスター神学会議とは

①英国議会の宗教的諮問機関

ウェストミンスター神学会議は、英国議会の宗教的諮問機関ですので、議会が諮問しなければ、何も作業することはできません。

また、ピューリタンたちも、39箇条と祈祷書において育ち、それらを否定する立場にはありません。強いて言えば、主教制を改革派信仰によって立つものとして、長老主義にしたいとの思いがあったかと思います。だからこそ、英国の宗教改革の歴史を理解なしに、ウェストミンスター神学会議とそこで生み出された信仰規準を理解することはできません。

②前提：教区制

さらに今の日本に生きる私たちからは理解しがたいのは、国教会が前提であり、さらに教区制であったということです。国全体が一つの宗教であり、他の宗教・教派は認められていません。現在、日本では小学校の校区がありますが、それ位の地域が一つの教区であり、そこに教会が一つあります。その教区内の人は、皆、教区の教会に行かなければなりません。坂井先生が良いからと言って、教区外の人が、坂井先生の教会に行くことはできません。瀧浦先生が良いからと言って、教区外の人が、瀧浦先生の教会に行くことはできません。教区外の教会に行くことにより、罰金が科せられます。2回目、3回目と金額が大きくなり、さらに続くと投獄されることとなります。

ピューリタンたちは教会改革を望み、長老主義を目指していましたが、あくまで教区制の長老主義であって、私たちの思っている長老主義とは異なっているといいます。

③ピューリタンの信仰に従った教会形成

ピューリタンたちが一番願っていたことは、カトリックに近い主教制が採られていたのを、長老制にすることであったと言って良いかと思います。このことは、後で確認するウェストミンスター神学会議の招集条例において確認することができます。

4. 4つの会派

そして、ウェストミンスター神学会議が開催されますが、このとき議会は、すべての立場の人たちの神学者を121名、召集します。4つの会派がありました。

①長老派（ピューリタン）

主流派となるのが、長老派です。厳密なピューリタンです。彼らは、教区制を維持しつつ、長老制を採用した改革派信仰の教会制度を作ることを目的としています。当初、議会においても、神学会議においても大勢を占めていました。

②独立派（広い意味でのピューリタン）

広い意味でピューリタンと呼ばれますが、彼らは改革派信仰に基づきますが、違いがあります。第一に教区制を尊重せず、自由教会制を主張します。第二に、中会・大会と言った段階的な長老主義には反対です。現在でいう福音派に近い立場です。

神学会議の後半には、独立派が議会の権力を握り、クロムウェルが国王チャールズ1世を処刑し、共和制に移行していきます。

③主教派

国王チャールズ1世の立場であり、信仰的にはローマ教会に近いものです。アイルランド箇条を作成したジェームズ・アッシャーは信仰的にはピューリタンでしたが、

主教を支持する立場であり、神学会議に招集された一人でした。ただし、国王チャールズ1世が、神学会議の参加を禁止したため、アッシャーを含む主教派の神学者は、誰も神学会議に出席することはありませんでした。

④ エラストス主義

英国国教会です。そのため、特に戒規を行うとき、最終的な権威が問題となります。国王なのか、教会なのか。国王が最終的な権威にあると語るのが、エラストス主義者です。長老派は、教会が最終的な権威を持つとして、激しく対立します。

4つの会派があることを確認することにより、信仰告白を学ぶとき、対立している相手が分かるため、この理解は必要です。

5. ウェストミンスター神学会議 開会条例と最初の仕事

すでに語ってきていますとおり、ウェストミンスター神学会議は、イングランド議会によって招集されました。本来ならば、国王の許可が必要ですが、国王と対立して、内戦状態にありますので、国王の反対を押し切って開始します。

このときの開会条例（資料4）を確認します。松谷好明先生の訳です。タイトルは「英国教会の政治と礼拝様式の制定、ならびに誤った中傷と解釈からの同教会の教理の擁護とそれらの一掃のために議会の諮問を受ける、学識と敬虔に富む神学者と他の人々から成る会議を召集する、議会上・下両院議員による条例」

全能の神がわが国民に与えたもうた限りない祝福の中で、われらの宗教の純潔以上にわれらにとり大切なものは現になく、またありえないが、それゆえにこそ、これまで達成されたよりもさらに完全な改革が必要である多くの要素が、わが教会の礼拝様式、規律、政治になお残っていること、また、議会上・下両院議員は、大主教、……他の教会的役職者による現在の教会政治は、邪悪で、王国にとりまきに有害かつ重荷で、宗教の改革と発展の一大障害となっており、わが王国の国家と政治をひどく損なうものであることをすでに宣言し決定し、それゆえわれわれは、それを除去し、神の聖なる御言葉にもっともよくかない、国内の教会の平和と、スコットランド教会ならびに諸外国の改革派教会との一層の合意を獲得し保持するのにもっともふさわしい政治を、わが教会の中に制定する所存であり、そのすみやかな遂行と、すべての誤った非難・中傷からの英国教会の教理の擁護およびそれらの一掃とのため、学識、敬虔、思慮に富む神学者たちの会議を召集し、彼らに議会両院を代表する議員とともに、両院またはいずれかの院が課す上記の問題と事柄に関して、協議と助言にあたらせ、求めに応じてそのつど、その助言と勧告を両院もしくはいずれかの院に提出せしめることが、適切かつ肝要であると考えられること、以上のことにかんがみ、今議会に会せる上・下両院議員は、以下のごとく定める。

これは議会が作成し、151名の神学者を召集しました。実際には、50～60名が会議に出席します。

そして会議において最初に取り扱われたのが、39箇条の改訂です。会議に参加している神学者たちは、39箇条なり、アイルランド箇条に関して、反対する立場はありません。穏健な改革派信仰であり、現在にいたるまで、低教会と呼ばれる教会では、39箇条に基づいた教会形成が行われています。

6. 厳粛な同盟と契約（資料4）

しかし会議が39箇条の改訂作業を行っている最中、議会とスコットランドにおい

て、同盟と契約が結ばれました。軍事同盟であり、それは同時に、教会においても一致することを約束する契約です。

〔厳粛な同盟と契約〕

宗教の改革と擁護、国王の名誉と幸福、ならびにイングランド、スコットランド、アイルランド三王国の平和と安全のための、厳粛な同盟と契約

われらイングランド、スコットランド、アイルランド三王国の貴族、男爵、ナイト爵、ジェントルマン、市民、代議員、福音の役者、全階層の庶民は、神の御摂理により一人の国王のもとに暮らし、一つの改革された宗教を有しており、神の栄光とわれらの主にして救い主なるイエス・キリストの王国の進展、国王陛下と彼の子孫の名誉と幸福、三王国の真の公共的な自由、安全、平和—そこに各人の状況がかかっている—を目の当りに見、宗教の改革以来の、至る所での、ことにこれら三王国における、真の宗教とその告白者に反対する神の敵どものさまざまな背信的で血まみれの陰謀、謀略、企て、策略を思い起こし、また彼らの狂気、力、逆上が最近、そしていまこのとき、どれほど増大しびまんしているか—アイルランドの教会と王国のさんたんたる状況、イングランドの教会と王国の窮迫した状況、スコットランドの教会と王国の危険な状況こそ、その明々白々たる証拠である—を思い起こすものである。それゆえわれらは（今やついに）、嘆願、抗議、異議、受難といった他の手段を尽くしたのち、われら自身とわれらの宗教を完全な破滅と崩壊から守り抜くため、三国におけるいにしえからの推賞すべき方途と諸外国における神の民の模範に倣い、慎重に熟慮した末、相互の厳粛な同盟と契約に入ることを決意し、決定し、これによってわれら全署名者とわれら各自おのおのは、われらの手をいと高き神に向かって挙げ、以下のことを固く誓約する。

I

われらは、われらの共通の敵どもに対して、教理、礼拝、規律、政治の点で、スコットランド教会の改革された宗教を保持すること、イングランド、アイルランド両王国の宗教を、神の御言葉と最良の改革派諸教会の模範に従って、教理、礼拝、規律、政治の点で改革することに、それぞれの場所と召命において、神の恵みにより、心から、真実に、絶えず努める。またわれらは、われらとわれらののちの子孫とが、兄弟として信仰と愛のうちに生き、主がわれらのただ中に住むことをよしとし給うために、三王国の神の教会を、宗教、信仰告白、教会政治の形態、礼拝と教理問答教育の指針において、できるかぎり近づけ、統一することに努める。

この厳粛な同盟と契約が結ばれることにより、スコットランドから特命委員が送られてくることとなります。そして同時に、スコットランドにおいて確立した改革派教会において3国を統一するために、信仰告白、カテキズム、礼拝指針、教会規定の作成を約束します。

7. 神学会議が作成した文書（資料5）

神学会議においては、主要な5つの文書が作成されました。

- | | |
|-----------|----------|
| ①公的神礼拝の指針 | ②教会政治規定 |
| ③信仰告白 | ④大・小教理問答 |

改革派教会において用いられている礼拝指針や教会政治規定は、ウェストミンスター神学会議において作成されたこれらの文書を源にして、地域・時代の状況において変更されつつ、引き継がれています。

別表5に、どのような時間系列で、これらの文書が作成されていたかが示されています。その他に、詩編歌や罪のリストが作成されたり、説教者任職試験も随時行わ

れています。

8. 信仰告白の作成とその後

これらの文書は、神学会議として採択しても、いずれも英国議会で批准されることはなく、英国国教会で用いられることはありませんでした。

そしてイングランドは、独立派が実権を握り、クロムウェルが、1649年に国王を処刑して共和制となります。ウェストミンスター信仰告白に関しては、独立派が中心となってさらに議論を重ねがものが採択されています。それがいわゆる第7版です。この版は、独立派が批判的に本文を確認する作業を行ったため、本文から改正されていない部分に関しては、重要な文書となっています。

そして英国は、1660年に王政復古となります。そして教会制度としては、中庸主義（アングリカン）を貫くこととなります。

しかし、スコットランドから特命委員が送られてきていたことをお話ししましたが、スコットランド国教会では、ウェストミンスター信仰規準（信仰告白・大教理・小教理問答）や礼拝指針、教会規定が採択され、用いられることとなります。そして、それがアメリカに渡り、世界の長老教会に広まっていくこととなります。

また、独立派が中心となり、サヴォイ宣言（1658年）と名を変え採択しました。一部の章・節の削除などがありますが、9割以上は、ウェストミンスター信仰告白そのままです。

また、パティキュラー・バプテストでは、第二ロンドン信仰告白（1677年）を採択しています。これも洗礼論を中心に変更が試みられていますが、やはり9割以上は、ウェストミンスター信仰告白そのままです。

ですから、ウェストミンスター信仰告白の中心的な教理は、改革派という狭い教派で独占するものではなく、改革派エキュメニズムであると、松谷好明先生は語られています。

しかし同時に、いくら素晴らしい信仰告白、教理問答を持っていたとしても、それを用いなくなると、教会の信仰は揺らぎ、教会が変質・弱体化していくこととなります。日本キリスト改革派教会でも、改革長老教会でも、ウェストミンスター信仰規準を採用することが大切なのではなく、同時に、これらを学び続け、信仰の礎であり続けることこそが、大切です。

II. ウェストミンスター信仰規準（主に信仰告白作成過程）の構造について

はじめに

改革派教会の創立宣言（1946年）では、「ウェストミンスター信仰基準ハ聖書ニ於イテ教ヘラレタル教理ノ体系トシテ最モ完備セルモノナルヲ我等ハ確信スルモノナリ」と告白します。「教理の体系」とは何かということが、繰り返し議論されています。この講義では、ウェストミンスター信仰規準の体系としての全体像を考察することとします。

1. 信仰規準の構造（資料6）

信仰告白、大教理問答、小教理問答では、それらの構造が、提示されてきています。

信仰告白では、松谷好明先生と矢内昭二先生が提示された2つをお示ししました。正直なところわたしとしては、簡略すぎて、全体像を理解するには至らないと思っていました。両者は、ほぼ一致しています。しかし4（10～18章）において、松谷先生は「いかにして救われるか」として、救済論としていることに対して、矢内先生は、「聖霊論」としています。この両者の相違を、わたし自身疑問に思っていました。

大教理問答、小教理問答に関しては、2分法で説明されてきており、わたし自身、これ位の区分分けが非常に分かりやすいと思っています。両者は、共に序論・聖書について語られた後に、二つに分けられています。小教理問答において確認します（松谷好明訳第二版使用）。

小教理問3 聖書は、主に何を教えていますか。

答 聖書は、主に、人間が神について何を信じなければならないかと、神が人間にどのような義務を求めておられるかを教えています。

一方、ウェストミンスター信仰告白・大教理問答・小教理問答を並立した対照表も提示されてきています（資料7）。「ウェストミンスター小教理問答」日本キリスト改革派教会大会公認訳巻末に提示されている“Morton H. Smith, *Harmony of Westminster Confession and Catechisms*, Southern Presbyterian Press, 1990”と、「ウェストミンスター信条聖句引照表：山崎順治編、自費出版」を提示しておく。

両者は、非常に細かく、信仰告白の章・節単位、大・小教理の問答単位に並立して記されています。これらは詳細項目の並立を確認する上では有益と思いますが、ウェストミンスター信仰規準の全体像を鳥観することはできません。そのため、正直なところ、わたしは理解することができません。

また松谷好明先生は、ウェストミンスター信仰規準の翻訳の三訂版において、ウェストミンスター信仰告白の二分法的構造を提示して下さいました（資料8）。上記の大教理問答・小教理問答の区分と同様、これ位のものが全体像を理解する上では、非常に分かりやすいものかと思います。しかし三訂版が出版されたのは2021年であり、わたしはそれ以前から、ウェストミンスター信仰規準の構造を考えていました。

2. ウェストミンスター信仰告白作成過程における違和感（資料9）

わたしが、ウェストミンスター信仰規準の構造を考えるきっかけとなったのは、中部中会において、信徒説教者のための学びをウェストミンスター信仰告白を用いて行っているときでした。

信仰告白の区分も、大教理・小教理同様に二分法で考えようとしていました。そして、その時にも頭に残っていたのが、先に提示した松谷好明先生と矢内昭二先生の違いでした。

そしてもう一つの違和感が、ウェストミンスター信仰告白の作成過程にありました（資料9「ウェストミンスター信仰告白 各章の作成過程」）。ウェストミンスター神学会議では、文書作成委員会を作り、文書を提示した後、全体会において配分（全体会議を3つに分け、分科会を行う）し、それぞれの分科会において決定した文書を、改めて全体会で審議し、決議していく方法を採用していました。信仰告白作成においては、4回に分けて、文書作成委員会から3つの委員会への配分が行われました。

- ・第一回配分：神の教理（第1～13章）
- ・第二回配分：第17章、第19～22章、第25～31章（教会論）
- ・第三回配分：第18章、第23・24章、第32・33章（終末論）
- ・第四回配分：第14～16章（救済論）

わたしが気になったのは、第4回配分においてです。白黒では分かりにくいのですが、カラーにしてみました。第4回の配分は、第1章～第13章の作成が終了し、さらに見直しも終了した後に行われています。つまり、聖書・神論・人間論・キリスト論に引き続き、第10章・有効召命、第11章・義認、第12章・子とすること、第13章・聖化の議論がほぼ終わった後に、第14章・信仰、第15章・悔い改め、第16章・善き業について、委員会で作成され、配分されたこととなります。

そして、第4回配分が行われる段階で、ほとんどの章において、審議が行われています。

ここで神学会議でも重視されていた文書の一つアイルランド箇条(1615)に目を留めました。

アイルランド箇条(1615) 9 聖化と善い行い

39 義とされる者はすべて、また聖化される。

かれらの信仰には常にまことの悔い改めと善き業が伴っている。

ここで義認と聖化から、信仰・悔い改め・善き業が生じることが告白されています。神学会議が、直接、この文書を目に留めていたか、あるいは類似の文書がすでにあり、神学会議において一致した考えがあったか定かではないが、第11章～第13章に対して、第14章～第16章が追加して記されたと言って良いかと思います。続けて、第11章～第16章の代表的な本文を小教理を中心に確認していくこととします。

第11章「義認について」 → 小教理 問33

答「義認とは、それによって神が、わたしたちに転嫁され、信仰によってのみ受け取られる、ただ、キリストの義のゆえに、わたしたちのすべての罪を赦し、私たちを御前に義なる者として認めてくださる、そのような、神の無償の恵みによる決定です。」

第12章「子とすることについて」 → 小教理 問34

答「子とすることは、それによってわたしたちが、神の子たちの数に入れられ、神の子たちのすべての特権にあずかる権利を持つ者となる、そのような、神の無償の恵みによる決定です。」

第13章「聖化について」 → 小教理 問35

答「聖化とは、それによってわたしたちが、神のかたちにしたがって全人を新たにされ、ますます罪に対して死に、義に対して生きることができるようになる、そのような、神の無償の恵みによる御業です。」

第14章「信仰について」 → 小教理 問86

答「イエス・キリストに対する信仰とは、それによってわたしたちが、救いのた

めに、福音においてわたしたちに提供されているままに、キリストのみを受け入れ、彼にのみ依り頼む、そのような、救いに導く恵みの賜物です。」

第15章「悔い改めについて」 → 小教理 問87

答「命に至る悔い改めとは、それによって罪人が、自分の罪を真に自覚し、キリストにおける神の憐れみを悟り、自分の罪を悲しみ、憎みつつ、新しい従順へ十分な決意と努力をもって、罪から神に立ち帰る、そのような、救いに導く恵みの賜物です。」

第16章「善き行いについて」 第3節

「善い行いをする信者の能力は、決して彼ら自身によるものではなく、全くキリストの霊によるものである。また、彼らが善い行いができるようになるためには、彼らが既に受けているさまざまな恵みの賜物の他に、彼らの内に働き、御自身がよしとされることを望み、行うようにされる、同じ聖霊の実際の働きかけが必要とされる。…」

つまり、義認・子とすること・聖化においては、「神の無償の恵みによる決定（御業）」と語っていることに対して、信仰・悔い改め・善き行いにおいては、「救いに導く恵みの賜物」と語られています。つまり前者が神の聖霊の御業であることに対して、後者は神から賜物が与えられた信仰者の応答と読むことができるのではないだろうか。

そのため、松谷好明先生は「救済論」、矢内昭二先生は「聖霊論」と区分していましたが、わたしとしては、第11～13章は「聖霊論」、第14～16章は「救済論」に区分できると考えました。

また、救済論と聖霊論を分けたとき、松谷好明先生は、翻訳の三訂版において、第17章を、「神が人間に求める義務」の中、「福音の受容（信仰）」の中の「その実り・恵みの状態」に入れています。しかしわたしとしては、第11章～第13章と第14章～第16章が並立しているように、第17章と第18章が並立し、表裏の関係にあると思います。そのため、ここだけ順番通りではないが、第17章・聖徒の堅忍に関しては神の教理にいれることによって、神の教理と私たちの信仰の区分がはっきりするのではないかと考えました。

またさらに、後半の信仰論の中に、教会論が含まれていますが、信仰告白と共に、大教理、小教理を同時に確認することにより、聖書論と教会論は、神の教理と私たちの信仰との間に置き、「神の教理」・「教会論」・「私たちの信仰」と三つに区分することにより、わたしなりのウェストミンスター信仰規準の構造を完成させました（資料10）。誰も考えていないことですが、この構造にすることにより、わたし自身、ウェストミンスター信仰規準の全体像を確認することができ、また神学の全体像を理解することができたように思っています。

3. ウェストミンスター信仰告白に表れるオールドサルティス

続けてこの構造表に従って、ウェストミンスター信仰告白・大教理・小教理別に、考えて行きたいと思います（資料11）。

最初に信仰告白を確認します。先程も語ったように、第17章「聖徒の堅忍」は、神の教理に移すことにより、神の教理は神論・人間論・キリスト論・聖霊論であり、キリスト者の生は救済論・倫理（十戒）論・終末論、そして人間の生きる目的（大・小教理問答）に戻るといった流れが見えます。これは、律法における第三用法の展開であると言って良いかと思います。

それに対して小教理問答は、聖霊論が語られた後に、終末論（小教理の区分では神の教理に含まれる）となり、倫理（十戒）論・救済論が語られて、最後に教会論です。これは、律法の第二用法の展開です。改革派信仰では、律法の第三用法を重視しますが、だからといって第二用法を無視しているのではなく、第二用法があつての第三用法であることを、確認することができるかと思います。

そして興味深いのが大教理問答です。大教理では、問62～問65において、見えない教会と見える教会について議論します。

大教理 問62 目に見える教会とは、何ですか。

答 目に見える教会とは、世界のあらゆる時代と場所において、真の宗教を公に告白するすべての人々とその子どもたちとからなる、一つの社会のことです。

問63 目に見える教会の特別な特権は、何ですか。

答 目に見える教会は、〔第一に〕神の特別な配慮と統治のもとにある、また〔第二に〕あらゆる敵の反対にもかかわらず、いつの時代にも保護され、保持される、さらに〔第三に〕聖徒の交わり、救いの通常的手段、キリストによるその全会員への恵みの提供—それは、キリストを信ずる者はだれでも救われることを証しし、キリストに来る者はだれ一人排除しない福音の宣教においてなされます—を享受する、といった特権をもっています。

問64 目に見えない教会とは何ですか。

答 目に見えない教会とは、過去・現在・未来を通じて、頭なるキリストのもとに一つに集められた、選びの民全員のことです。

問65 目に見えない教会の会員は、どのような特別の益をキリストによって享受しますか。

答 目に見えない教会の会員は、恵みと栄光における、キリストとの結合と交わりを、キリストによって享受します。

つまり見えない教会（神の神秘に属すること）と、私たちの信仰に直結する地上の教会とを並立して語ります。それを受けて、義認(70-71)と信仰(72-73)、子とすること(74)・聖化(75、77)と悔い改め(76)・善い行い(78)、さらに聖徒の堅忍(79)と恵みと救いの確信(80-)が交互に語られていきます。

つまり大教理問答では、義認・子とすること・聖化が、私たちの信仰・悔い改め・善き行いとが表裏一体のことであり、それは聖徒の堅忍と恵みと救いの確信においても語ることができるのだ、と主張しているように思います。

4. 全体像

神の教理	教 会	キリスト者の生活	非 キ リ ス ト 者 の 生
神論(予定)	聖 書	<u>生きる目的</u>	
人 間 論	教 会 論	終 末 論	
キリスト論	(教会規定)	倫 理 論	
聖霊論(堅忍)	(礼拝指針)	救済論(確信)	

最後に、この信仰規準区分の全体像を確認したいと思います。第一に確認することは、ウェストミンスター信仰規準は、神の民キリスト者が、神を信じるために必要がことが記されているのであって、非キリスト者については、ほぼ語っていないということです。

次に、神の教理の部分を見ていただきたいと思います。三位一体の教理が説明されており、ドルト信条の5特質（無条件的選び、全的墮落、限定的贖罪、不可抗的恩恵、聖徒の堅忍）が告白されています。また、教会論を含めると使徒信条の告白となります。信仰告白の6箇条の誓約がありますが、最初の4つが神の教理であり、教会・信仰という割り振りになっていることも分かります。

また教会論に関しては、信仰告白・大教理・小教理問答のみならず、教会規定、礼拝指針と共に確認することで、ウェストミンスター神学会議における改革派・長老主義が明らかになっていると言って良いかと思います。

最後に、キリスト者の生に関しては、終末論の先に、人生の目的（小教理問1）に通じており、ウェストミンスター大教理・小教理問答に留まることなく、信仰告白を含む信仰規準全体において、テーマとなっているように考えることができるかと思います。

信仰告白の誓約（6箇条）

1. あなたは、天地の創り主、唯一の生ける真の神のみを信じますか。
2. あなたは、自分が神の御前に罪人であり、神の怒りに値し、神の憐れみによらなければ、のぞみのないことを、認めますか。
3. あなたは、主イエス・キリストを、神の御子、また罪人の救い主と信じ、救いのために、福音において提供されているキリストのみを受け入れ、彼にのみ依り頼みますか。
4. あなたは今、聖霊の恵みに謙虚に信頼し、キリストの僕としてふさわしく生きることを、決心し約束しますか。
5. あなたは、最善を尽くして教会の礼拝を守り、その活動に奉仕し、教会を維持することを、約束しますか。
6. あなたは、日本キリスト改革派教会の政治と戒規とに服し、その純潔と平和とのために務めることを約束しますか。